

令和6年度 第1回浜松市社会福祉審議会 障害福祉専門部会

日時 令和6年5月16日(木)
午後2時00分から午後2時50分まで
場所 浜松市役所本館8階 第4委員会室

次 第

- 1 開会
- 2 専門分科会長の互選
- 3 会長あいさつ
- 4 会長職務代理者の指名
- 5 議事
 - (1) 第4次浜松市障がい者計画並びに第7期浜松市障がい福祉実施計画及び第3期浜松市障がい児福祉実施計画の策定について
 - (2) 障がい者相談支援センターの再編
医療的ケア児等相談支援センターの設置
 - (3) 令和6年度の障害保健福祉課の予算概要について
 - (4) 重度障害者等就労・大学就学支援事業
- 6 その他
- 7 閉会

第1回 障害福祉専門分科会

令和6年5月16日（木）

14:00～14:50

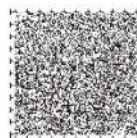
浜松市役所本館8階 第4委員会室

だい じ
第4次
はま まつ し しょう しゃ けい かく
浜松市障がい者計画

ばん
わかりやすい版

れい わ ねん がつ
令和6(2024)年3月

はま まつ し
浜松市



目次

1 ページ	はじめに
3 ページ	取り組み 1 理解促進
4 ページ	取り組み 2 生活支援
7 ページ	取り組み 3 保健・医療
8 ページ	取り組み 4 生活環境
9 ページ	取り組み 5 療育・教育

はじめに

計画のあらまし

この計画は、**障害者基本法※1**に基づき、浜松市の障がいのある人の自立と社会参加を支援するための取り組みをまとめたものです。この計画の期間は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。

また、この計画には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（**障害者総合支援法※2**）と**児童福祉法※3**に基づく、障害福祉サービスなどの必要な量の見込みと、その量を確保するための方法をまとめた障がい福祉実施計画と障がい児福祉実施計画も含んでいます。この2つの計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

この計画の基になる**障害者基本法**は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいがあってもなくても、一人ひとりを大切にする社会（**共生社会※4**）を目指しています。

障がいのある人とは、心身の障がいや難病があり、**社会的障壁（社会のかべ）※5**によって、生活しづらい状態が続いている人をいいます。

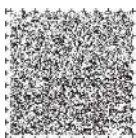
※4 共生社会

障がいのある人が、積極的に参加、貢献できる社会です。

だれでもお互いに人格と個性を尊重し合い、様々な人々の在り方を認め合う全員参加型の社会です。

※5 社会的障壁（社会のかべ）とは、例えば次のようなものです

- ことがらや物：例えば、聞こえない人にとっての手話通訳のない会議や車椅子を使って
いる人にとっての道路の段差
- 制 度：例えば、盲導犬と一緒に入店することを断られる
- 習 慣：例えば、障がいのある人がこども扱いされること
- 考 え 方：例えば、障がいのある人は何をするか分からないから怖いという考え方



11 ページ	雇用・就労
12 ページ	情報・コミュニケーション
12 ページ	社会参加
13 ページ	第7期障がい福祉実施計画 第3期障がい児福祉実施計画
18 ページ	浜松市の手帳所持者数の状況
19 ページ	計画の実現に向けて

浜松市の考え方

障がいのある人一人ひとりが社会の一員として、支え合いによって、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを目標として、障がいがあってもなくても、一人ひとりを大切にする“希望をもって安心して暮らすことができるまち”をめざします。

基本理念

誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って
安心して暮らすことができるまち

基本目標

基本目標 1

地域で安心して暮らすための
地域社会への理解促進

障がいのあるなしにかかわらず、様々な活動に参加し、地域の一員として暮らしていくことができる地域づくりをめざします。

基本目標 2

自己決定と自己選択の尊重

一人ひとりの自己決定と自己選択を尊重し、必要とする各種支援を受けつつ、自立と社会参加の実現をめざします。

基本目標 3

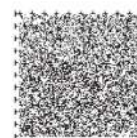
地域生活を支えるための
サービス提供基盤の更なる充実

一人ひとりの状況に応じた支援を地域で受けられるよう、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

基本目標 4

ともに支え、ともに暮らす
地域でつながる“輪”づくり

制度や分野の枠を超えて地域で支えあい、障がいのある人とその家族を包む“地域の輪”をつくりまします。



かんけいき かん きんみつ れんけい たが じんかく こせい そんちょう ささ あ きょうせいしゃかい
関係機関との緊密な連携のもと、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会
りねん さら ふきゅう はか
の理念について更なる普及を図ります。

(1) しょう たい り か い そくしん 障がいに対する理解促進

- しょうがいしゃしゅうかん でまえこうざ しょう たい り か い ひろ
障害者週間キャンペーンや出前講座などにより、障がいに対する理解を広めます。
- じんけん じんけん たいせつ ひろ
人権についてのイベントや人権啓発絵本などにより、人権の大切さを広めます。
- がっこう ふくし たいけんがくしゅう じんけんきょういく とくべつし えん がっこう かよ
学校における福祉体験学習や人権教育に取り組みます。特別支援学校に通うこどもが、住んでいる
ちい き しょうちゅうがっこう こうりゅうせき お こうりゅうおや きょうどうがくしゅう おこな
地域の小中学校に交流籍を置き、交流及び共同学習を行います。

(2) じんざいいくせい かつどうし えん 人材育成と活動支援

- ボランティア活動を広めます。ボランティア だんたい かつどう し えん
団体の活動を支援します。
- しょう ひと かぞく たが ささ あ かつどう し えん
障がいのある人やその家族がお互いを支え合う活動（ピアサポート）を支援します。
- ちくしゃかいふくしきょうぎかい かつどう し えん
地区社会福祉協議会の活動を支援します。
- しょう ひと し えん し しょくいん けんしゅう じっし
障がいのある人を支援するために、市の職員の研修を実施します。

(3) さ べ つ かいしょう 差別の解消



- しょう りゆう さ べ つ そうだん おう
障がいを理由とする差別についての相談に応じます。
- じぎょうしゃ じぎょうしゃ とうりてきはいりょ ※6 ていきよう てきせつ けんしゅうかい
事業者などによる「合理的配慮※6」の提供などが適切にできるように研修会
おこな
を行います。

はい けい 背景

しょうがいしゃ さ べ つ かいしょう ほう かいせい
障害者差別解消法が改正され、
ぎょうせい き かん みんかん じぎょうしゃ
行政機関だけでなく民間事業者
においても とうりてきはいりょ ていきよう
合理的配慮の提供が
ぎむ か
義務化されることになりました。

※6

とうりてきはいりょ 合理的配慮

しょう ひと にちじょうせいかつ おく ししょう
障がいのある人が日常生活を送るうえで、支障となるような
と のぞ なん たいおう ひつよう
ことを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの
い し つた ふたん おも はんい たいおう
意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する
こと。

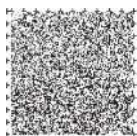
たと
例えば…



だんさ ぼしよ
段差がある場所では、スロープ
せうち くるま ひと
を設置するなどして車いすの人
ほじょ
を補助する。



おおがた ちゅうしゃじょう つえ くるま
大型の駐車場なら、杖や車
いす りよう ひと ひつよう
椅子を利用する人などに必要
ひろ かくほ しょう しゃ
な広さが確保された障がい者
よう ちゅうしゃ
用の駐車スペースをつくる。



みづか のぞ く じつげん こ こ じったい おう てきせつ し え ん
自らが望む暮らしを実現できるよう、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を
ていきよう
提供します。

(1) けんりようご すいしん 権利擁護の推進



- 一人（ひとり）で決める（き）ことに心配（しんぱい）がある人の財産（ざいさん）や権利（けんり）を守る（まも）**成年後見制度**※7（せいねんこうけんせいど）などを利用（りよう）しやすくします。
- 障がい（しょうがい）のある人の虐待（げゃくたい）の連絡（れんらく）を受けた時（とき）は、速（すみ）やかに安全（あんぜん）や事実（じじつ）を確認（かくにん）します。

はい けい 背景

しょうがいのある人（ひと）の権利（けんり）尊重（そんちょう）と
けんりようご む ほうせいど せいび
権利擁護（けんりようご）に向けた法制度（ほうせいど）の整備（せいび）
すす
が進められています。

※7

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

しょうがいなどによって、一人（ひとり）で決める（き）ことに不安（ふあん）や心配（しんぱい）がある人（ひと）
けいやく てつづ さい ほんにん おも いっしょ
が、いろいろな契約（けいやく）や手続き（てつづ）をする際（さい）に、本人（ほんにん）の思い（おも）を一緒に（いっしょ）
かんが てつだ
考え（かんが）、お手伝い（てつだ）します。

(2) そうだん し え ん たいせい じゅうじつ 相談支援体制の充実



- 本人（ほんにん）の意向（いこう）や心身（しんしん）の状況（じょうきょう）に応じて身近（みづか）な地域（ちいき）の相談窓口（そうだんまどぐち）での様々（さまざま）な課題（かだい）に対して関係（かんけい）する機関（きかん）が連携（れんけい）して支援（しえん）する体制（たいせい）をととのえます。
- 人材（じんざい）育成（いくせい）や様々（さまざま）な相談窓口（そうだんまどぐち）の設置（せっち）により、専門（せんもん）的な相談（そうだん）にも対応（たいおう）できるように相談支援体制（そうだんしえんたいせい）を強化（きょうか）します。
- 浜松市障がい者自立支援協議会**※8（はままつししょう しゃじりつしえんきょうぎかい）で、障がい（しょうがい）のある人（ひと）の抱え（かか）る課題（かだい）などについて話し合（はな）います。

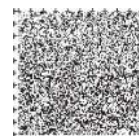
はい けい 背景

ちいき く
地域（ちいき）で暮らす（く）ためには、いつで
きがる そうだん ひとり
も気軽に（きがる）相談（そうだん）でき、一人（ひとり）ひとり
しえん う
にあった支援（しえん）を受け（う）られること
たいせつ
が大切（たいせつ）です。

※8

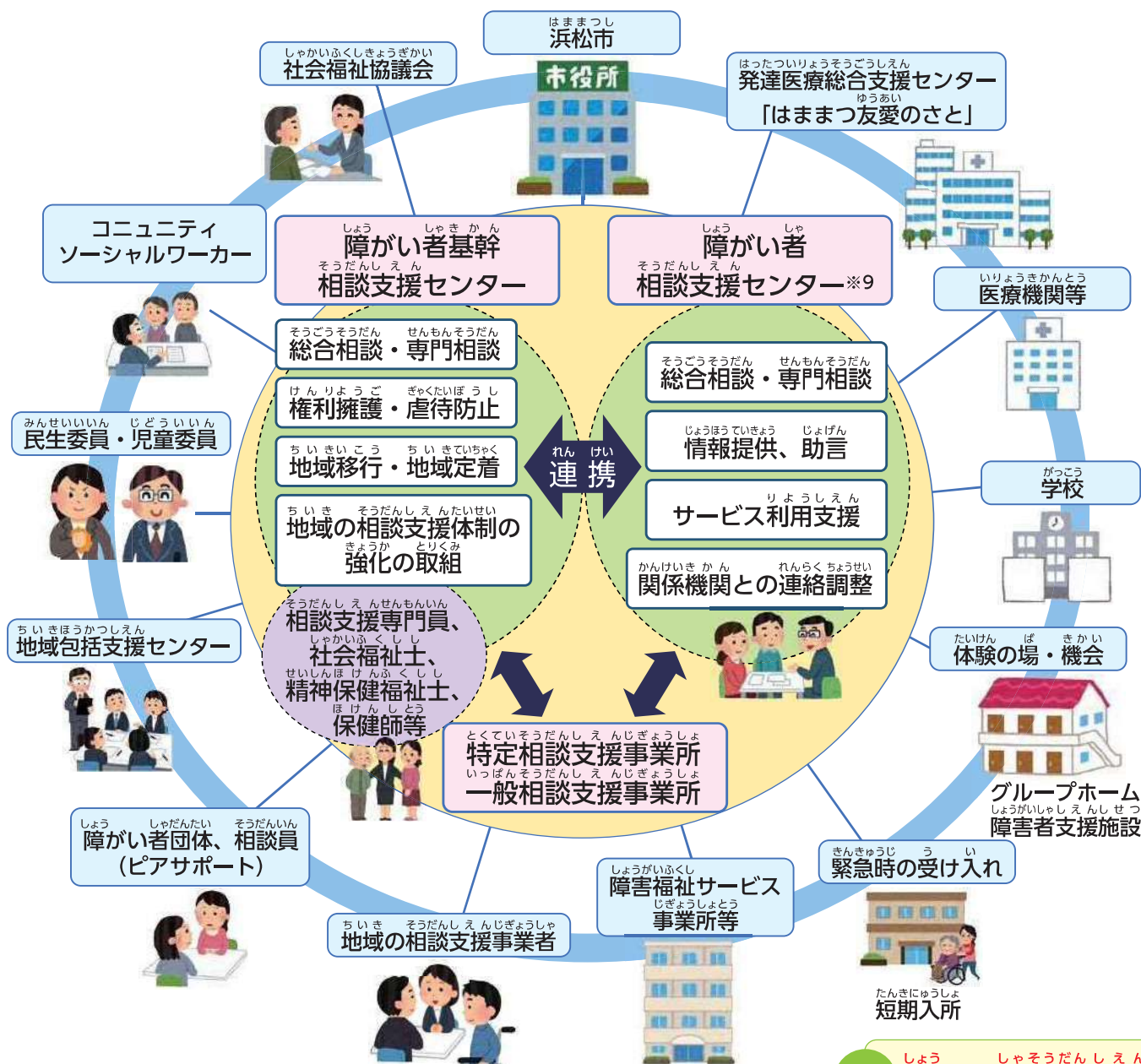
はままつししょう しゃじりつしえんきょうぎかい 浜松市障がい者自立支援協議会

とうじしゃ しょう しゃかんけいだんたい ちいき かんけいしゃ あつ ちいき
当事者（とうじしゃ）や障がい者（しょう）関係団体（しゃかんけいだんたい）などの地域（ちいき）の関係者（かんけいしゃ）が集（あつ）まり、地域（ちいき）の
かだい きょうゆう かだい かいけつ たいせい せいび とく
課題（かだい）を共有（きょうゆう）、その課題（かだい）を解決（かいけつ）するための体制（たいせい）の整備（せいび）や取り組み（とく）
すいしん おこな はな あ ば
の推進（すいしん）を行う（おこな）ための話し合（はな）いの場（ば）です。



【重層的な相談支援体制のイメージ】

様々な機関が協力して一人ひとりの困りごとに応じたきめ細かな相談支援を行います。



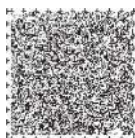
そ う だ ん
相 談

しょう ひと かぞく
障がいのある人・家族



※9 しょう しゃ しょうだん し え ん
障がいの相談支援センター

ふくし しょうほうていきょう
福祉サービスの情報提供
や、生活に関する様々な
相談に応じる事で、地域
で暮らしている障がいの
ある人やその家族をサ
ポートします。



(3) 地域生活への移行の促進

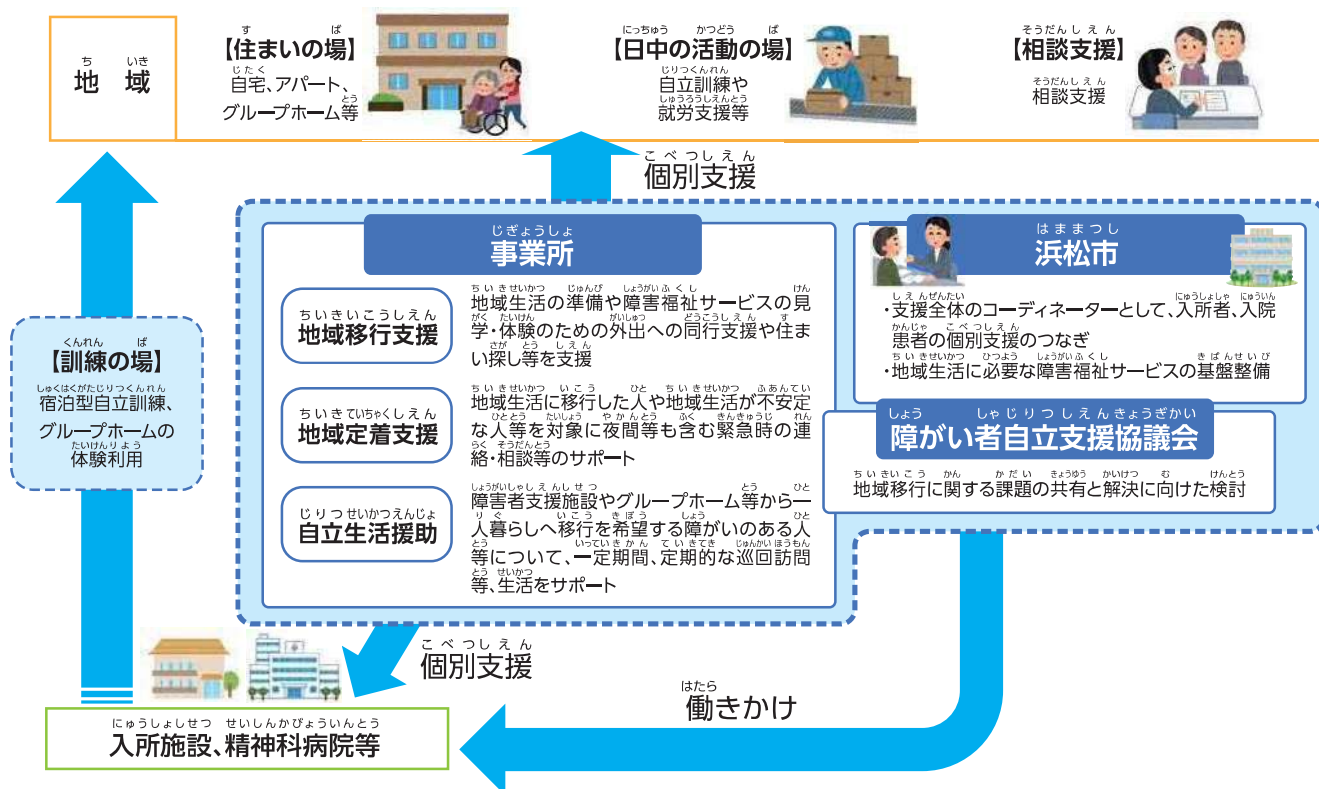


- 一人ひとりにあった退所・退院に向けた支援をします。退所・退院後は安心して地域で暮らし続けるように見守り、支援を続けます。
- 地域で暮らし続けるためのサービス、住まいの場、通所施設などの充実を図り、安心して地域で暮らすことができる環境づくりを進めます。

はい けい
背景

地域生活のための計画的な施設整備などによる環境づくりとともに、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援が必要です。

【地域生活への移行に向けたイメージ】

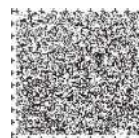


(4) 地域生活支援の充実

- 障がいのある人の高齢化や親なき後の生活を見据え、地域で支えるサービスの提供体制をつくります。
- 一人ひとりの障がいの状況や生活の場面にあった支援をします。

(5) 経済的な支援

- 自立した生活に必要な年金や手当などを給付します。
- 助成制度などにより経済的な負担を軽くします。



しょう しょうがい・疾病に関する知識等の普及・啓発を図り、早期発見に努めるとともに、
みちか ちいき 身近な地域において、保健・医療・福祉の連携を強化し、支援の提供体制の充実を
はか 図ります。

(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実

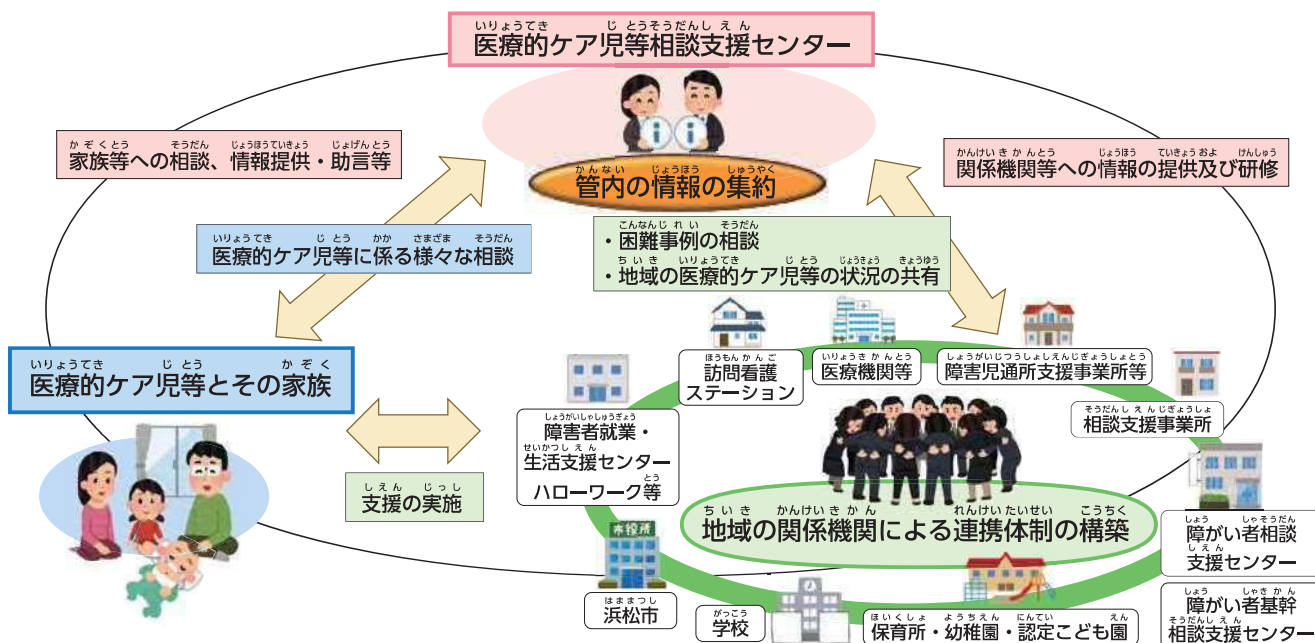


- しょうがいや疾病を早期に見つけ、適切な支援が受けられるようにします。
- **医療的ケア児**※10や重症心身障害児とその家族が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等相談支援センターと地域の関係する機関が連携する仕組みをつくりまします。
- 適切な医療が受けられるように医療費の助成などをします。

※10 医療的ケア児

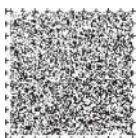
日常生活を送るために人工呼吸器による呼吸管理などの医療が不可欠である児童。(医療的ケア児には医療的ケアが必要な難病・重症心身障害児も含まれます。)

【医療的ケア児等とその家族への支援のイメージ】



(2) 精神保健福祉の推進

- 精神障がいのある人への支援を充実します。
- 早急に医療が必要となった精神障がいのある人を支援する体制をつくりまします。
- **こころの健康**※11が保てるように支援します。



※11 こころの健康

生涯を通じて日本人の5人に1人がこころの病気にかかるとも言われています。こころの病気はだれでもかかる可能性のある病気です。また、本人が苦しんでいても、周囲は分かりにくいという特徴があります。気づかないうちに無理をさせたり、傷つけたり、症状を悪化させてしまうかもしれません。こころの病気を正しく理解することが必要です。(厚生労働省：ホームページより)

暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。

(1) 福祉のまちづくりの推進

- 多くの人々が利用する建物や道路のユニバーサルデザイン※12の整備を進めます。

※12 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などの一人ひとりが持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかうとする考え方です。

(2) 防災対策の推進



- 災害がおきた時のために普段から備えておくことの大切さを広めます。
- 障がいのある人に配慮した避難所の運営ができるようにします。
- 聴覚や言語機能に障がいのある人への災害情報の発信を行います。

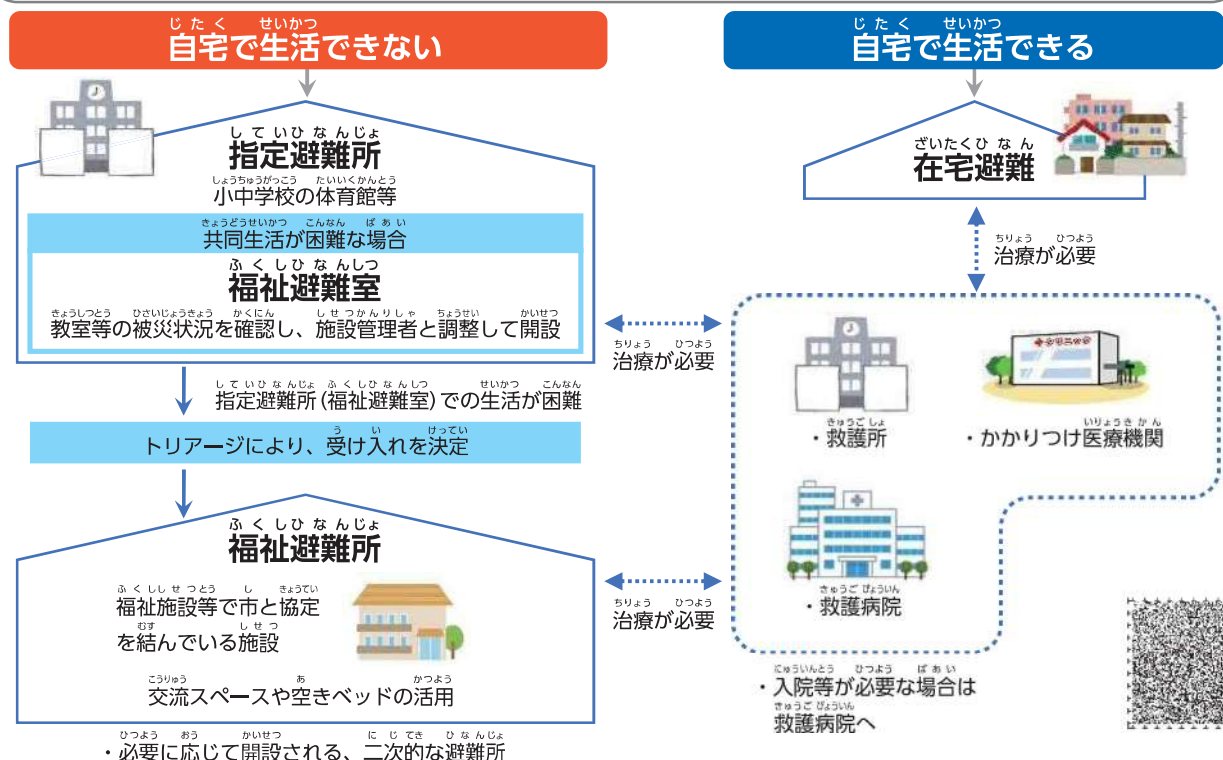
背景

障がいのある人は、自力での避難が難しく、避難所では障がいの状況にあった配慮が必要な場合があります。日頃から地域とのつながりがとても大切です。

【避難行動要支援者の避難イメージ】

大規模災害発生

災害時避難行動要支援者名簿、個別避難計画に基づく地域の住民による避難支援



こどもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係
機関と連携して各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。

はい けい
背景

こどもの成長に伴い、かかわる
機関が変わっていくため、一人
ひとりの発達段階に応じて関係
機関が連携し、支援することが
重要です。



- 専門的な支援機関がこどもにかかわる機関をサポートします。
- 保育所や幼稚園、小・中学校、特別支援学校と教育委員会が協力して、支援がうまくつながるようにします。
- **子育てサポートはまずくノート※13、サポートかけはしシート※14**などを使って、保護者を含めた関係する機関がこどもの成長にかかわる情報を共有して、切れ目のない支援をします。

そう きはっけん そう きりょういく すいしん
(1) 早期発見・早期療育の推進

- こどもの発達の課題を早く見つけて、早く支援につなげます。
- 発達に課題のあるこどもを身近なところで支援します。
- 発達に課題のあるこどもの持っている力を伸ばしていけるよう、保育所や幼稚園を支援します。

※13 **子育てサポートはまずくノート**

保護者と保健、医療、福祉、教育などの関係する機関がこどもの成長にかかわる情報を共有して、子育て家庭をサポートします。
ウェブサイト「はまずくQ & A」でも、悩みや子育ての不安についてアドバイスをしています。

※14 **サポートかけはしシート**

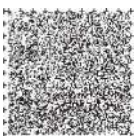
児童発達支援事業所と小学校において、進級や進学の際に、こどもの成長にかかわる情報を共有して、一貫した支援をします。

はったつ し えん きょういく すいしん
(2) 発達支援教育の推進

- 一人ひとりにあった教育が受けられるようにします。
- 学校の先生が障がいのあるこどもや親を支援できるように研修をします。

ほう か ごとう し えん じゅうじつ
(3) 放課後等の支援の充実

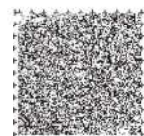
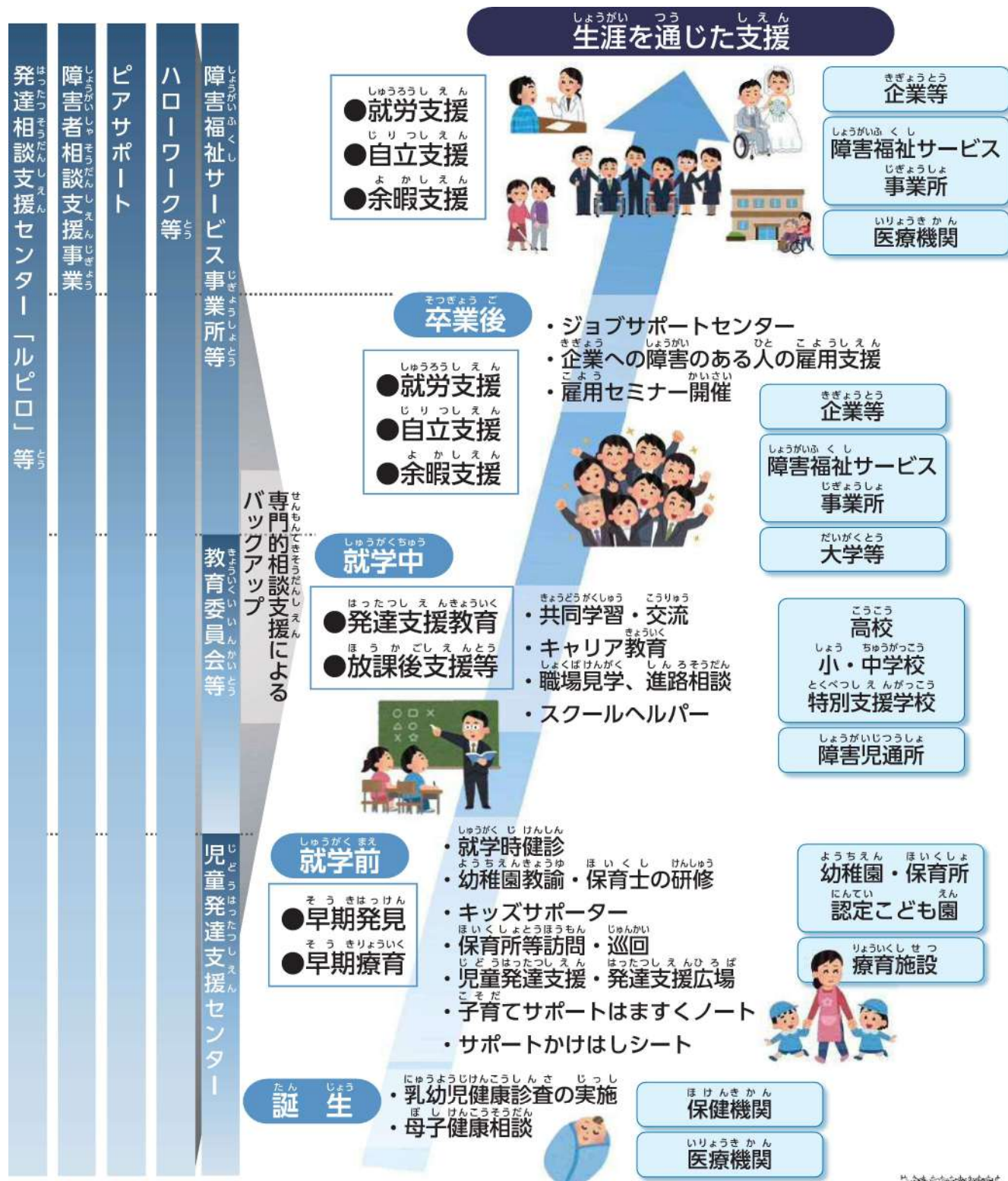
- 放課後や長期休暇などに生活能力の向上のための訓練や見守り支援などを行います。



そつぎょうご じりつ む し えん
(4) 卒業後の自立に向けた支援

- 学校を卒業した後の進路を自分で選んで決めるための支援と相談ができるようにします。
- 学校を卒業した後に、地域で暮らし、働いたり活動したりできるように福祉サービスを増やします。

かんけいきかん れんけい いっかん しえん
【関係機関の連携による一貫した支援のイメージ】



ひとり はたら のうりよく こせい い い はたら せいかつ じつげん
一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を
めざし、支援を実施します。

(1) 就労支援と雇用促進

- 障がいの特性やニーズに応じた就労支援を行います。
- 障がいのある人が働くことの理解を広めて、働くことができる職場などを広げていけるよう働きかけを行います。

(2) 就労支援施設等に対する支援

- 就労支援施設等で働く障がいのある人の収入の基盤づくりのため、就労支援施設等からの物品などの発注を促進します。

はたら 働きやすい かんきょう れい 環境の例

つぎ はいりょ いちれい
次の配慮は一例です。
ひとり じょうきょう
一人ひとりの状況にあわせていくことが大切です。

● しんたいしょう ひと 身体障がいのある人へ

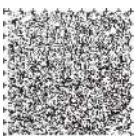
しかくしょう あんしん ある お
視覚障がい：安心して歩けるように、ものが置いてある場所を伝えます。通路にもものを
置かないようにします。
ちょうかくしょう しゅわ ひつだん じょうほう つた
聴覚障がい：手話、筆談、メールなどで情報を伝えます。
したいふじゆう じょうきょう て
肢体不自由：状況にあわせてスロープや手すり、トイレの整備などをします。
ないぶしょう じょうきょう きんむじかん き
内部障がい：状況にあわせて勤務時間などを決めます。

● ちてきしょう ひと 知的障がいのある人へ

しごと わ かんたん
仕事を分けたり、簡単にしたりします。
おし てじゅん みほん み
教えるときは手順や見本を見せて、繰
り返し練習してもらおう工夫をします。

● せいしんしょう ひと 精神障がいのある人へ

せいしんてき ふたん じかん
精神的な負担にならないよう、時間を
かけて丁寧な作業を教えます。通院や
服薬などの体調管理に気を配ります。



しゃかい 社会のあらゆる場面において、しょう 障がいの特性に配慮し、じょうほう 情報の取得・利用及び
いしそつう 意思疎通（コミュニケーション）にかかる支援を推進します。

じょうほうていきょう じゅうじつ
(1) 情報提供の充実

- 点字や音声などを使った情報提供、誰もが使いやすいホームページの作成をするなど、情報のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 生活に必要な福祉サービスなどの情報を分かりやすく伝えます。

ほしょう すいしん
(2) コミュニケーション保障の推進

- 聴覚や言語機能などに障がいのある人などを支援するため、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
- 必要な情報が伝わるように、障がいの特性に配慮した情報提供を行います。

おんせい ユニボイス
音声コード「Uni-Voice」

専用のスマートフォンアプリ（無料）や専用読み取り装置を本誌、左右下方に表示されている二次元コードにかざすことにより、内容を読み上げることができます。



にじげん
二次元コード



だれ 誰もが、ちいきかつどう 地域活動やスポーツ・ぶんかかつどう 文化活動、よ 余暇活動等に参加することを通じて、
ちいきせいかつ 地域生活の充実を図ります。

がいしゅつしえん
(1) 外出支援

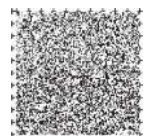
- 移動することが難しい人の外出を支援します。
- 電車やバスの運賃や車を改造するのにかかるお金などを助成します。

ちいきかつどう さんか そくしん
(2) 地域活動への参加の促進

- 障がいのある人とその家族の地域行事への積極的な参加や障がい者団体の活動を支援することにより、地域との交流や理解促進を図ります。

ぶんかかつどう よ かつどう じゅうじつ
(3) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実

- スポーツや文化活動に親しみやすい環境を整え、充実した余暇活動を過ごすことができるようにします。



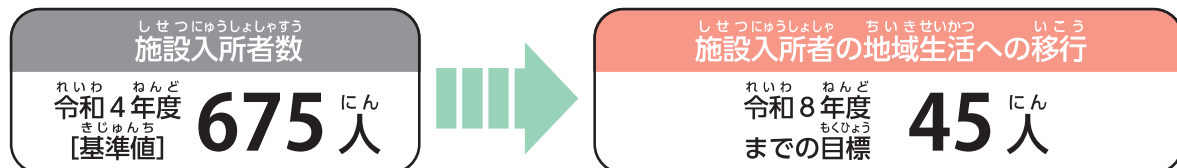
第7期 障がい福祉実施計画

第3期 障がい児福祉実施計画

《令和8(2026)年度までに重点的に取り組む7つの目標》

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

●本人が希望する地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活への移行を推進します。



※施設入所待機者数をかながみ、施設入所者数の削減は行いません。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

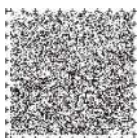
●精神障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉などの支援者の連携による支援体制づくりに取り組みます。

こ う 項 目	目 標		
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回

3 地域生活支援の充実

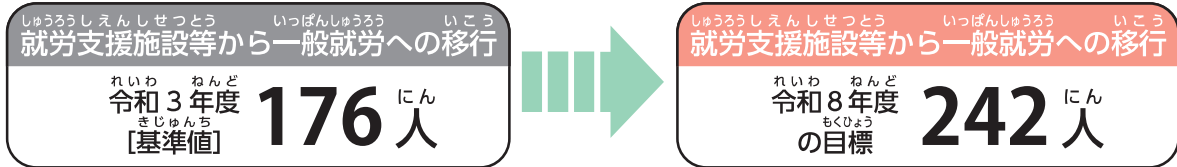
●障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

こ う 項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
コーディネーターの配置人数	5人	5人	5人
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	2回	2回	2回



4 福祉施設から一般就労への移行等

- 自立した生活を送るため、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設などから一般就労への移行を推進します。



5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援などの充実を図っていきます。
- 医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。

令和8年度 目標
● 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を維持します。 ● 医療的ケア児等相談支援センターを運営します。

6 相談支援体制の充実・強化等

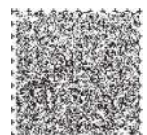
- 地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	550件	550件	550件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	80件	80件	80件

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

- 障害福祉サービス等利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

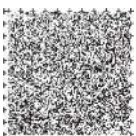
項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の市町村職員参加人数			
相談支援従事者初任研修	8人	8人	8人
障害支援区分認定調査員研修	14人	14人	14人



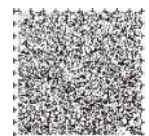
福祉サービスの見込量

①障害福祉サービス

サービスの種類	内 容	令和5年度 (2023) 見込	令和8年度 (2026) 見込
訪問系サービス			
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。	992人	1,175人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的にを行います。	58人	95人
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。	133人	144人
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要の人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	20人	34人
日中活動系サービス			
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。	1,683人	1,794人
自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを通して身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行うとともに、生活の支援等を行います。	42人	65人
自立訓練 (生活訓練)	障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言その他の必要な支援等を行います。	85人	85人
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	—	12人
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	349人	423人
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	709人	778人
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	1,441人	1,569人

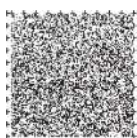


サービスの種類 しゅるい	内 容 ない よう	令和5年度 (2023) みこみ 見込	令和8年度 (2026) みこみ 見込
にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス			
しゅうろうていちゃくし えん 就労定着支援	しょうがいのあるひととの相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	163人	198人
りょうようかいご 療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話を行います。	113人	132人
たんきにゅうしょ 短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	472人	504人
きょじゅうけい 居住系サービス			
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。	1人	2人
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	750人	903人
しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練	居室を提供し、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行います。	32人	37人
しせつにゅうしょし えん 施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の日中活動系サービスを利用して居る人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。	675人	675人
そうだんし えん 相談支援			
けいかくそうだんし えん 計画相談支援	障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。	6,287人	7,236人
ちいきいこうし えん 地域移行支援	入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。	4人	4人
ちいきていちゃくし えん 地域定着支援	居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。	100人	102人



じどうふくしほう きてい
②児童福祉法に規定するサービス

サービスの種類 しゅるい	ないよう 内 容	れいわ ねんど 令和5年度 (2023) みこみ 見込	れいわ ねんど 令和8年度 (2026) みこみ 見込
しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援			
じどうはったつしえん 児童発達支援	しゅうがくまえ はったつ かだい たい にちじょうせいかつ きほんてき 就学前の発達に課題のあるこどもに対して、日常生活における基本的 な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。	1,593 人	2,068 人
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	がっこうしゅうがくちゅう はったつ かだい たい ほうかご なつやす とう 学校就学中の発達に課題のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の 長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。	2,152 人	2,422 人
ほいくしやとう 保育所等 訪問支援	はったつ かだい かよ ようちえん ほいくしやとう ほうもん ほか 発達に課題のあるこどもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他のこど もとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	996 人	1,107 人
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 児童発達支援	じゅうどしやう とう がいしゅつ ごんなん しやう たい きょたく 重度障がい等により外出が困難な障がいのあるこどもに対して、居宅 を訪問して日常生活における基本的な動作等の指導をして発達支援を 行います。	4 人	5 人
しょうがいじにゅうしよしえん 障害児入所支援			
ふくしがたしょうがいじ 福祉型障害児 入所支援	しやう たい ほ ごまた にちじょうせいかつ しどう ちしきぎのう ふ 障がいのあるこどもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付 与を行います。	46 人	46 人
いりやうがたしょうがいじ 医療型障害児 入所支援	しやう たい ほ ごまた にちじょうせいかつ しどう ちしきぎのう ふ 障がいのあるこどもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付 与及び治療を行います。	26 人	26 人
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しやう しょうがいじつうしよしえん じどうはったつしえん ほうかごとう 障がいのあるこどもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイ サービスなど）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所 支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	5,034 人	5,894 人

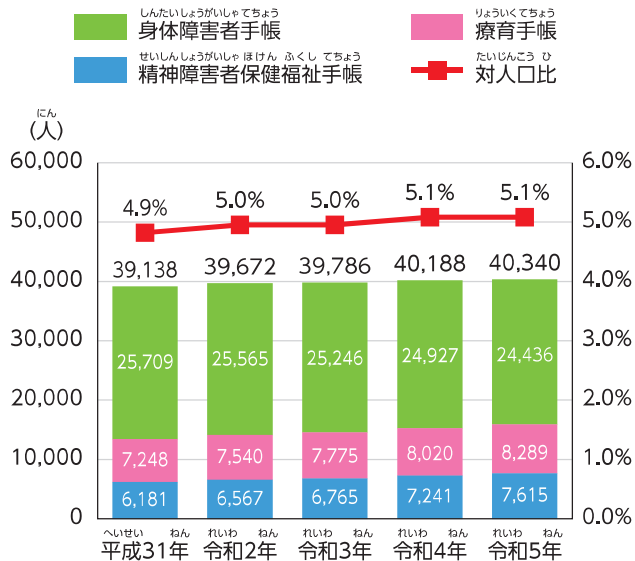


は ま ま つ し て ち ょ う し ょ じ し ゃ す う じ ょ う き ょ う 浜松市の手帳所持者数の状況

は ま ま つ し じ ょ う じ へ ん じ ょ う け い こ う へ ち ょ う し ょ じ し ゃ す う ぞ う か け い こ う じ ゅ う ふ く
浜松市の人口は減少傾向にあります。手帳所持者数は増加傾向にあります。重複して
し ょ じ ひ と た ん じ ゅ ん ご う け い す う は ま ま つ し み ん や く て ち ょ う
所持している人もいるため単純な合計数にはならないものの、浜松市民の約 5.1%が手帳を
し ょ じ
所持していることになります。

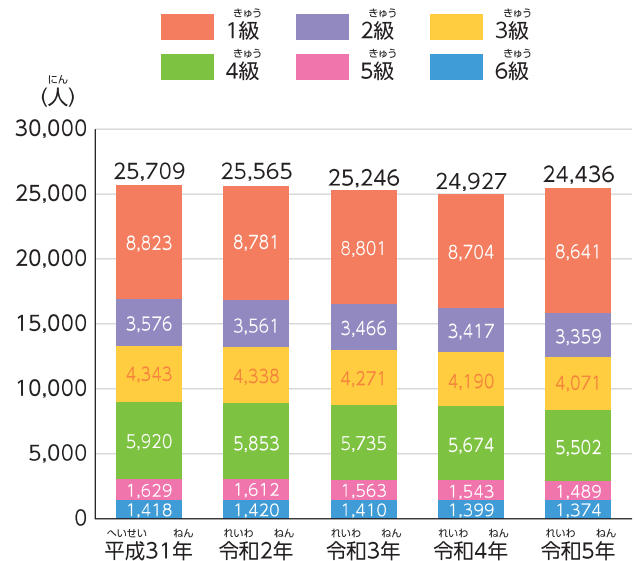
し ょ う が い し ゃ て ち ょ う し ょ じ し ゃ す い い 障害者手帳所持者の推移

か く ね ん が つ に ち げ ん ざ い
(各年4月1日現在)



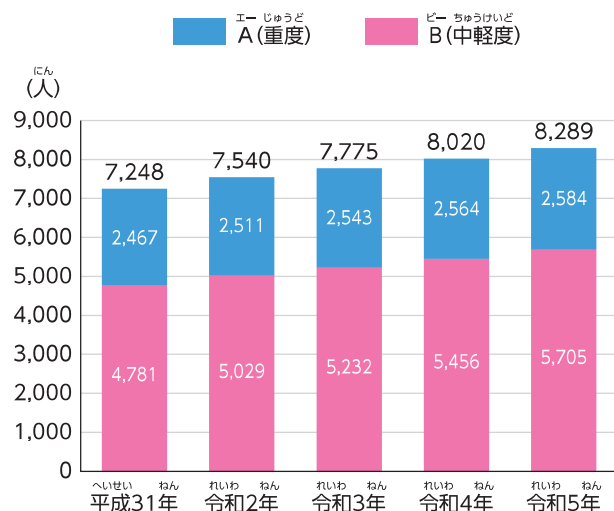
と う き ょ う べ つ し ん たい し ょ う が い し ゃ て ち ょ う し ょ じ し ゃ す い い 等級別 身体障害者手帳所持者の推移

か く ね ん が つ に ち げ ん ざ い
(各年4月1日現在)



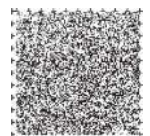
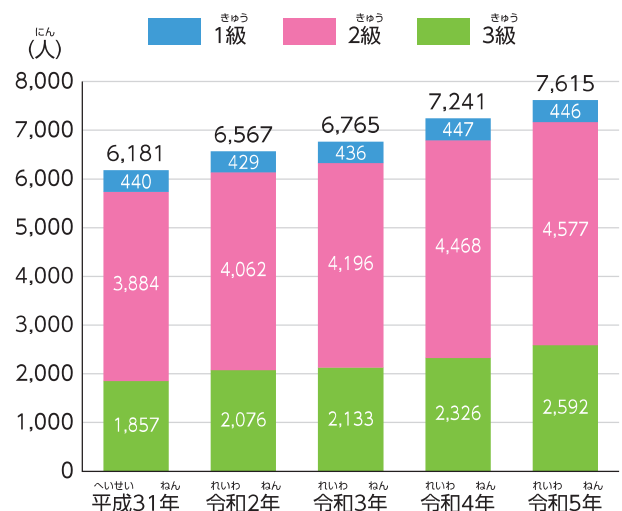
と う き ょ う べ つ り ょ う い く て ち ょ う し ょ じ し ゃ す い い 等級別 療育手帳所持者の推移

か く ね ん が つ に ち げ ん ざ い
(各年4月1日現在)



と う き ょ う べ つ せ い し ん し ょ う が い し ゃ ほ け ん ふ く し て ち ょ う し ょ じ し ゃ す い い 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

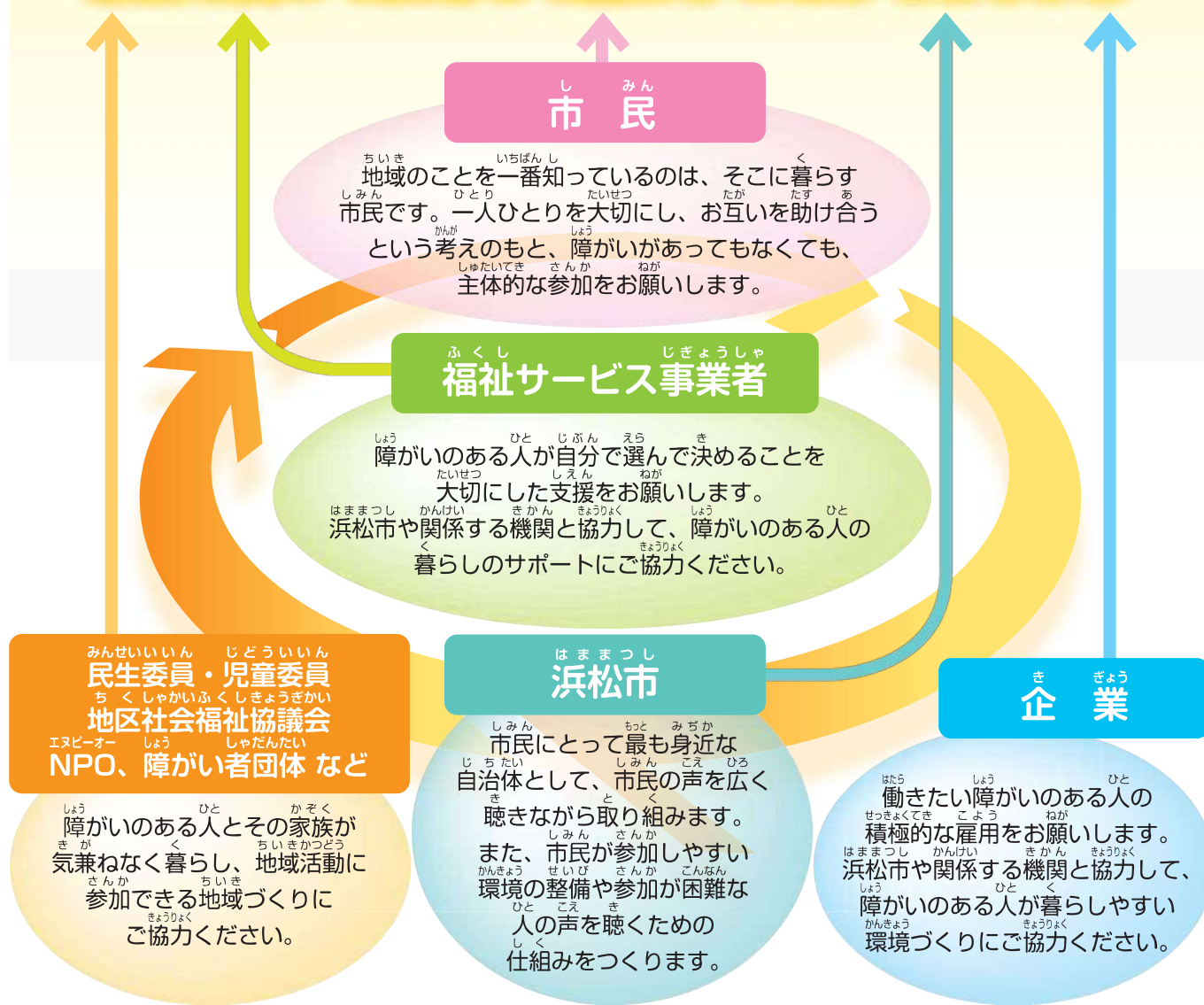
か く ね ん が つ に ち げ ん ざ い
(各年4月1日現在)



けいかく じつげん
計画の実現に
む
向けて

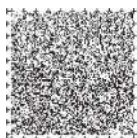
この計画は、障がいのある人やその家族を含むたくさんの市民や
障がい者団体などの意見を聴いて、障がいのある人を支援する人
たちが集まり浜松市と協力して作りました。
計画の実現に向けて、市民一人ひとりが、それぞれの役割を果た
していくことが必要です。みなさんのご協力をお願いします。

だれ 誰もが住み慣れた地域で支え合い、
きぼう も 希望を持って安心して暮らすことができるまち



だい じ はままつししょう しゃけいかく ばん
第4次浜松市障がい者計画 わかりやすい版

発行／浜松市 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
監修／健康福祉部 障害保健福祉課
TEL (053) 457-2034 FAX (053) 457-2630
電子メール : syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp
発行日／令和6年3月



障がい者相談支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話：457-2864

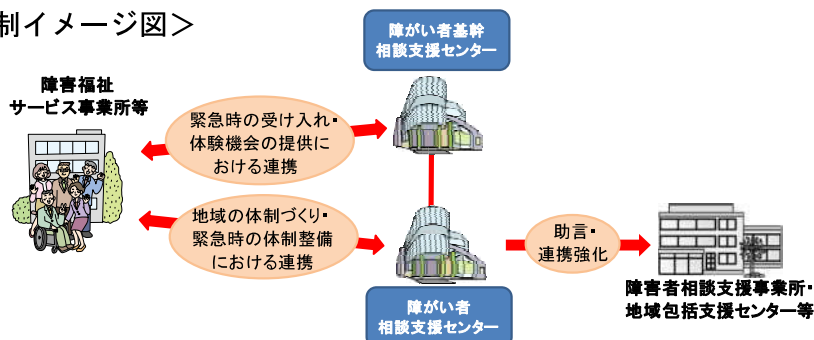
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	719,406	325,527	0	0	393,879

※事項：障がい者相談支援業務委託費 期間：令和8年度まで

目的	障がいのある人及びその保護者等からの相談に対応する支援体制を充実させるため、相談圏域や配置人員の見直し等を行う。				
背景	- 令和2年度に委託相談支援事業所15か所を5か所の障がい者相談支援センターと相談支援事業所シグナルへ再編した。 - 相談員や地域の関係者から、圏域が広域となり身近な相談になっていないとの意見が多く寄せられている。 - センターの相談件数及び対応業務が増加しており、支援体制の見直しが必要である。				
事業内容	1 支援体制の見直し				
	相談支援体制を強化するため、新たに2センターを新設し、8センター体制（1基幹相談支援センター、7相談支援センター）とする。				
	区分	人工			設置場所
		現行	再編後	増減	
	障がい者基幹相談支援センター	5	5	0	福祉交流センター
	中障がい者相談支援センター	7	8	1	和合せいれいの里
	東障がい者相談支援センター	4	4	0	東区役所
	西障がい者相談支援センター	6	4	1	西区役所
	南障がい者相談支援センター		3		新設（※場所調整中）
	北障がい者相談支援センター	4	3	△1	北区役所
	浜北障がい者相談支援センター	4	4	2	浜北保健センター
	天竜障がい者相談支援センター		2		新設（※場所調整中）
	相談支援事業所シグナル	3	0	△3	他センターへ移管
	合計	33	33	0	
2 スケジュール					
- 令和5年 6月 事業委託先公募（一般競争入札） - 令和5年 8月 事業者選定 - 令和6年 2～3月 事務引継ぎ・開設準備 - 令和6年 4月 新支援体制開始					

＜支援体制イメージ図＞



医療的ケア児等支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話：457-2864

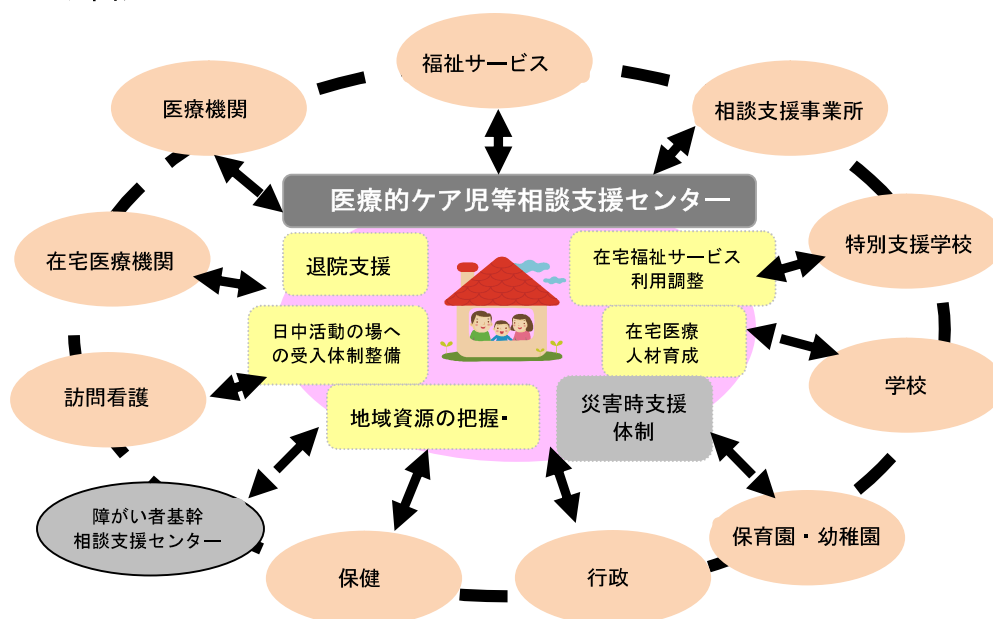
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	48,939	11,565	0	0	37,374

※事項：医療的ケア児等支援業務委託費 期間：令和8年度まで

目的	医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が心身の状況等に 応じた適切な支援を受けられるよう支援体制を整備するため、医療的ケア児等相談支援 センターを設置する。
背景	- 令和3年度から相談支援事業所シグナル（浜北区）に医療的ケア児等コーディネーターを1人工配置した。 - 利用者の利便性向上や障がい者基幹相談支援センター等との連携強化を図るため、市中心地において事業を実施する必要がある。
事業内容	1 医療的ケア児等相談支援センターの概要 医療的ケア児等コーディネーターに加え、医師及び看護師を配置することで、医療と福祉の両面からの支援を実施 配置職種：医師、看護師、相談支援専門員等 設置場所：福祉交流センター（中区） 2 スケジュール - 令和5年 6月 事業委託先公募（公募型プロポーザル） - 令和5年 10月 事業者選定 - 令和6年 2～3月 事務引継ぎ・開設準備 - 令和6年 4月 医療的ケア児等相談支援センター開設

<イメージ図>

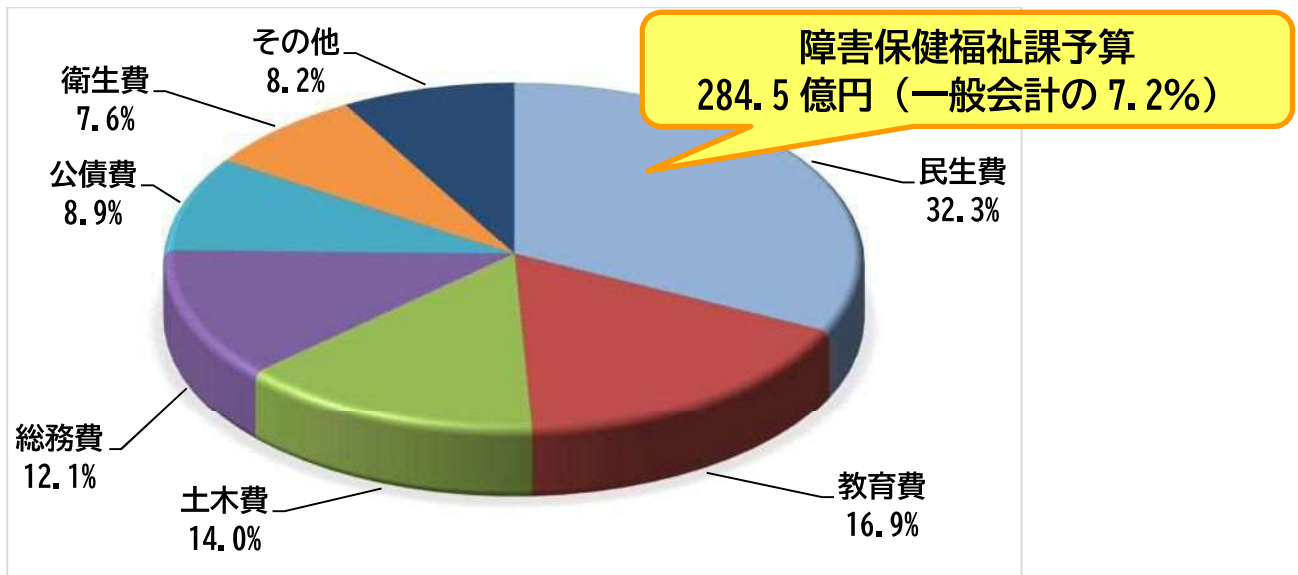


No.	事業所名	所在地	TEL・FAX
1	中障がい者相談支援センター	中央区和合町 555 番地 (和合せいれいの里内)	TEL 488-8077 FAX 488-8078
2	東障がい者相談支援センター	中央区流通元町 20 番 3 号 (東行政センター2 階)	TEL 424-0371 FAX 424-0379
3	西障がい者相談支援センター	中央区雄踏一丁目 31 番 1 号 (西行政センター3 階)	TEL 597-1124 FAX 596-5100
4	南障がい者相談支援センター	中央区江之島町 600 番地の 1 (南行政センター3 階)	TEL 401-6881 FAX 425-1231
5	北障がい者相談支援センター	浜名区細江町気賀 305 番地 (北行政センター3 階)	TEL 523-2255 FAX 523-2257
6	浜北障がい者相談支援センター	浜名区平口 1604 番地の 1 (浜北保健センター1 階)	TEL 587-1010 FAX 587-1015
7	天竜障がい者相談支援センター	天竜区二俣町二俣 530 番地の 18 (天竜保健福祉センター2 階)	TEL 589-5580 FAX 925-7011
8	医療的ケア児等相談支援センター	中央区成子町 140 番地の 8 (福祉交流センター 3 階)	TEL 489-5526 FAX 489-5227

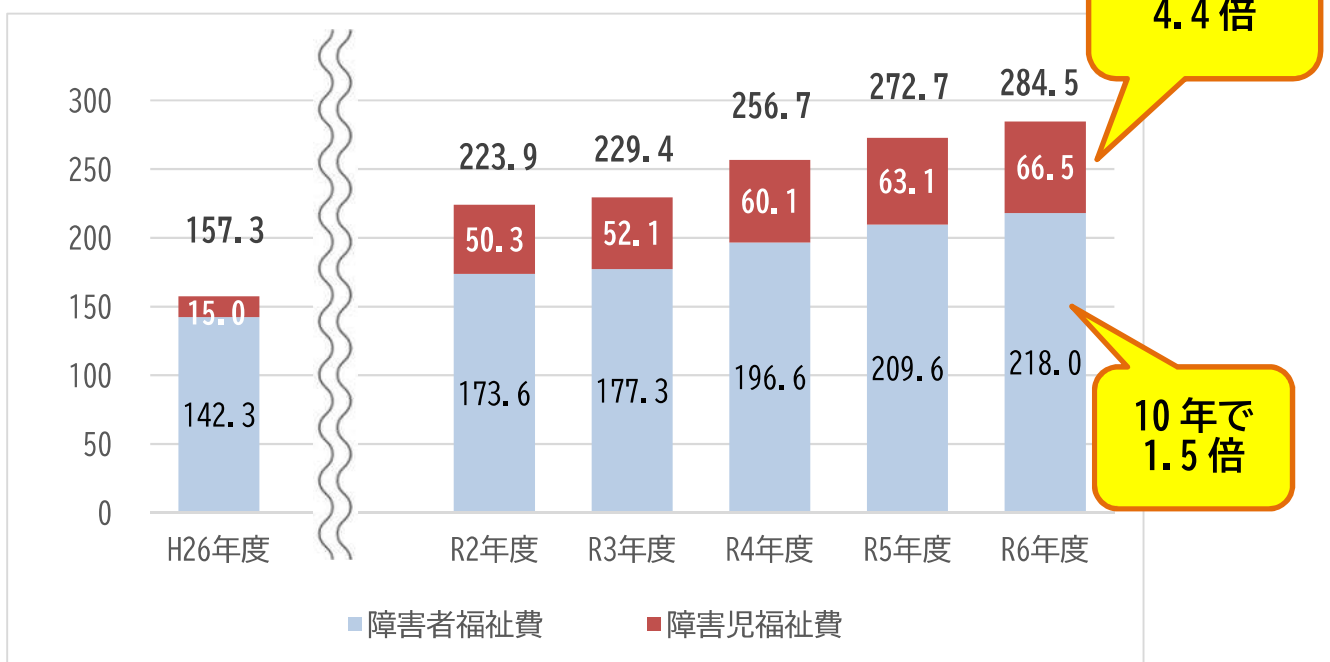
令和6年度予算の概要

(1) 浜松市予算の内訳

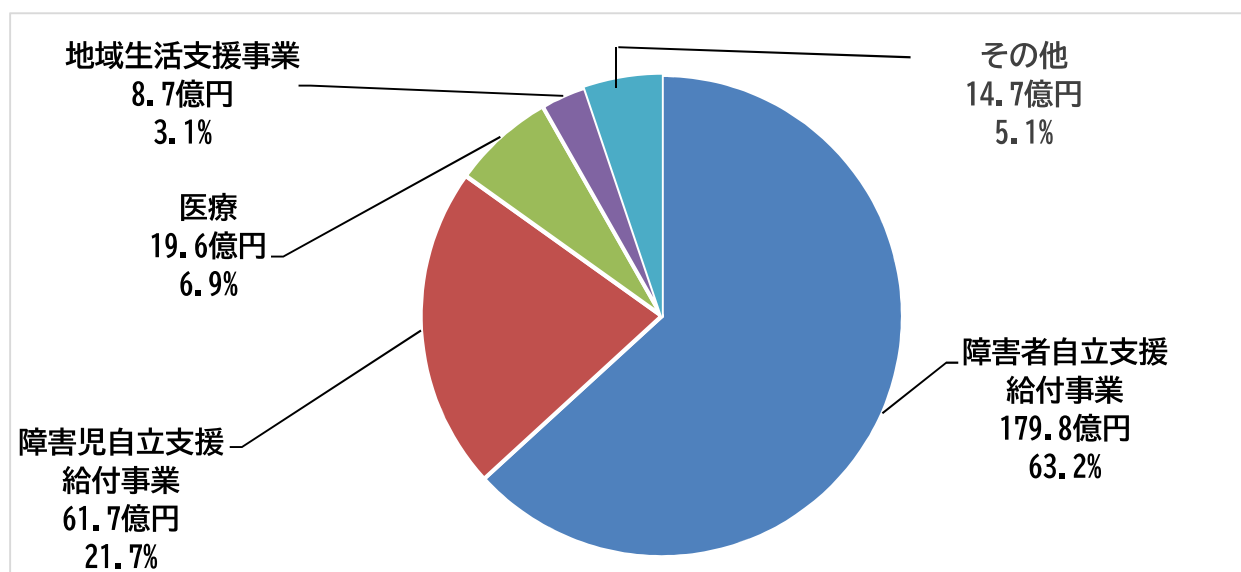
一般会計	3,963.0 億円	(R5 : 3,895.0 億円 前年度比 1.7%増)
民生費	1,280.3 億円	(R5 : 1,171.8 億円 前年度比 9.3%増)
うち障害関係	284.5 億円	(R5 : 272.7 億円 前年度比 4.3%増)



(2) 障害保健福祉課予算の推移



(3) 障害保健福祉に係る予算（R6）内訳



事業名	主なもの
障害者自立支援給付	介護給付、自立支援医療、補装具
障害児自立支援給付	障害児通所支援、介護給付、補装具
医療	重度心身障害者医療費助成、精神障害者入院医療費助成
地域生活支援	相談支援事業、日常生活用具助成、移動支援・日中一時支援
その他	手当、指定管理料（発達医療総合福祉センター等）、外出支援事業（バス・タクシー券等交付）

【財源内訳】

区分	金額（億円）	割合	主なもの
国費	126.3	44.4%	障害者自立支援給付費負担金、障害児通所支援費負担金
県費	58.0	20.4%	障害児通所支援費負担金、障害者自立支援給付費負担金
その他	1.7	0.6%	
一般財源	98.5	34.6%	心身障害者扶養共済保険金収入
合計	284.5	100.0%	

〈新規〉 重度障害者等就労・大学修学支援事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話：457-2864
------------------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	22,371	16,777	0	0	5,594

目的

障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが社会参加が可能となるよう支援し、就労、修学機会の拡大を図る。

背景

・障害者総合支援法に基づく「重度訪問介護」等は、重度障害者を対象に居宅にて入浴、排せつ及び食事の介護等について支援するものであり、就労、修学に伴う支援は対象外となっている。

・ICTの発達、働き方の多様化など就労、修学環境が変化している。

事業内容

1 重度障害者等就労支援特別事業 19,647 千円

通勤や職場等における重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施

(1) 対象者

重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定を受けており、週 10 時間以上就労している者（R6 見込数：4 人程度）

(2) 利用単価（国の重度訪問介護の単価を使用）

単価例 利用時間 8 時間あたり 1,497 点（1 点＝10.18 円・加算あり）

(3) 利用者負担額

原則 1 割（所得により負担上限月額の設定あり）

2 重度訪問介護利用者大学修学支援事業 2,724 千円

重度訪問介護の指定を受けた事業者による大学への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供

(1) 対象者

重度訪問介護の支給決定を受けている大学等の修学者（R6 見込者数：1 人程度）

(2) 利用単価

年間 500 時間を超える利用：30 分あたり 1,135 円、年間 500 時間以内の利用：30 分あたり 1,960 円（国補助単価を基に設定）

(3) 利用者負担額

原則 1 割（所得により負担上限月額の設定あり）

<事業スキーム> ※利用前に各福祉事業所社会福祉課へ事前に相談

1 就労支援

市	本人	企業	高齢・障害・求職者支援機構
	支援計画作成		受領
利用申請受理	利用申請	受領	確認
支給決定	契約締結・支援開始		

2 修学支援

市	事業者	本人	大学等
		制度利用確認	受領
	支援計画作成	支援計画依頼	確認・承諾
利用申請受理		利用申請	
支給決定	契約締結・支援開始		